

証券コード 9799
平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー11階

旭情報サービス株式会社

代表取締役社長 田 中 博

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するよう、折返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー ステーションコンファレンス東京 6階 602
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 第53期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、書面による通知、またはインターネット上の当社ウェブサイト
（アドレス<http://www.aiskk.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会終了後、ステーションコンファレンス東京 6階 605ABCにおいて株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加下さいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果 (経済環境)

当事業年度におけるわが国経済は、消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費に弱さが見えたものの、企業業績は改善傾向が続き、雇用情勢も明るさが見えるなど、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。

(業界環境)

情報サービス産業におきましては、クラウドサービス等の需要を軸に国内企業などのIT投資全般は回復基調が継続しております。しかしながら、価格面では企業のコスト削減姿勢が続くなど、依然として厳しい環境にあります。

(当社の取り組みと業績)

このような情勢の下、当社では、引き続きアウトソーシング事業の推進強化に経営資源を集中するとともに、技術者稼働率の向上と案件ごとの採算性向上に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高9,507百万円（前期比2.4%増）、経常利益627百万円（前期比12.7%増）、当期純利益389百万円（前期比8.7%増）となりました。

部門別の営業状況は、次のとおりであります。

なお、部門毎の業務内容を見直した結果、当事業年度より「システム開発」および「システム運用」の一部を「ネットワークサービス」に区分変更いたしました。また、前年比較にあたっては、前事業年度分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(ネットワークサービス部門)

運用業務の効率化やコストダウンの要請は引き続き厳しかったものの、アウトソーシングでの受注拡大を図るとともに、当事業への技術者投入を積極的に推進した結果、売上高は7,642百万円（前期比5.5%増）となりました。

(システム開発部門)

業務用アプリケーション等の開発案件獲得に努めたものの、一部の要員をネットワークサービス部門へ振り向けた結果、売上高は1,432百万円（前期比8.6%減）となりました。

(システム運用部門)

汎用系の運用やオペレーション業務は、市場の縮小とともに価格下落が継続していることから、汎用系技術からオープン系技術への移行に継続して取り組んだ結果、売上高は432百万円（前期比7.7%減）となりました。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 50 期 平成23年度	第 51 期 平成24年度	第 52 期 平成25年度	第 53 期 平成26年度 (当期)
売 上 高	百万円 8,995	百万円 9,156	百万円 9,281	百万円 9,507
経 常 利 益	百万円 419	百万円 438	百万円 556	百万円 627
当 期 純 利 益	百万円 234	百万円 264	百万円 358	百万円 389
1 株当たり当期純利益	円 銭 30 08	円 銭 33 95	円 銭 46 05	円 銭 50 07
総 資 産	百万円 7,805	百万円 7,880	百万円 8,134	百万円 8,460
純 資 産	百万円 5,999	百万円 6,084	百万円 6,228	百万円 6,483

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

上流工程へのシフトやアウトソーシング事業の拡大を推進するとともに、ITサービスのクラウド化への対応や当社の強み・得意分野の強化を図り、より付加価値の高いサービスを提供してまいります。事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させるには、優秀な人材の確保と技術力の向上が重要な課題となります。効果的な採用活動を行うとともに、ITスキル標準（ITSS）を基にした高度技術者の育成やマネジメント能力、折衝力を備えたコアリーダーの育成を行い、当社の中核を担っていく人材の強化を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は、ネットワークシステムの構築、運用管理をはじめヘルプデスクや障害対応などのサポート業務、およびソフトウェアの設計・開発業務を主力とするほか、汎用系システムの保守・運用管理などの情報処理サービスを行っております。

(6) 主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

本 社 (東京都千代田区)
東 京 支 社 (東京都千代田区)
横 浜 支 社 (神奈川県横浜市)
中 部 支 社 (愛知県名古屋市)
豊田オフィス (愛知県豊田市)
大 阪 支 社 (大阪府大阪市)

(7) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,404名	+15名	33.8歳	10.4年

(注) 使用人数は従業員数であり、他社への出向者、嘱託、契約社員、パートおよびアルバイトを含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
三井住友信託銀行株式会社	110百万円
株式会社みずほ銀行	100
日本生命保険相互会社	20

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,729,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,264,850株 |
| (3) 株主数 | 3,263名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
旭 情 報 サ ー ビ ス 社 員 持 株 会	963,403株	12.38%
大 槻 幸 子	420,520	5.40
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	374,000	4.81
小 野 一 夫	173,000	2.22
大 槻 武 史	159,300	2.05
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	157,020	2.02
平 野 民 藏	141,000	1.81
大 槻 剛 康	140,930	1.81
大 槻 幸 史	136,200	1.75
大 槻 広 子	97,900	1.26

(注) 当社は平成27年3月31日現在481,567株の自己株式を所有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
田 中 博	代表取締役社長	
根 塚 隆 司	常務取締役	
濱 田 広 徳	取締役（人事部長兼人材開発室長）	
高 橋 範 年	取締役（営業統括部長兼経営企画室長兼技術企画室長）	
英 保 吉 弘	取締役（財務経理部長兼IR室長）	
宮 下 勇 人	取締役（総務部長兼広報室長）	
信 岡 良 明	常勤監査役	
小 野 一 夫	監査役	
三 浦 州 夫	監査役	
増 田 治 美	監査役	

- (注) 1. 常勤監査役信岡良明氏、監査役小野一夫氏、監査役三浦州夫氏ならびに監査役増田治美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役の財務および会計に関する相当程度の知見に関する事項は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	内 容
常 勤 監 査 役	信 岡 良 明	長年にわたる銀行の審査業務、上場会社の経理担当役員、その他代表役員等の経験を有しております。

3. 監査役三浦州夫氏は住友精化株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、常勤監査役信岡良明氏、監査役小野一夫氏、監査役三浦州夫氏ならびに監査役増田治美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	6名	90百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	29百万円 (29百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	120百万円 (29百万円)

- (注) 1. 社外取締役に該当する取締役はおりません。また、監査役は全員、社外監査役であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、平成18年6月23日開催の第44回定時株主総会において年額2億4千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成18年6月23日開催の第44回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額8百万円
(取締役6名に対し6百万円、監査役4名に対し1百万円)

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数／開催数		出席回数／開催数	
常勤監査役 信 岡 良 明	11／11	回	11／11	回
監 査 役 小 野 一 夫	10／11	回	10／11	回
監 査 役 三 浦 州 夫	10／11	回	10／11	回
監 査 役 増 田 治 美	11／11	回	11／11	回

・取締役会および監査役会における発言状況

常勤監査役信岡良明氏、監査役小野一夫氏、監査役三浦州夫氏ならびに監査役増田治美氏は、取締役会において適宜意見を述べ、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。また、監査役会においては、監査結果および監査に関する重要事項の協議等について適宜発言や意見表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

平成26年6月20日開催の当社第52回定時株主総会后に、会社法の一部を改正する法律が国会で成立いたしました。それを受け社外取締役候補者の人選に努めてまいりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、候補者の人選を精力的に進めた結果、適任者を得ることができましたので、平成27年6月24日開催予定の第53回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、当社に対する効率的かつ適正な監査が当社の会計監査人に期待できないと判断した場合、取締役会は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

<内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況>

□基本的な考え方

当社は、経営の効率性・公正性・透明性の向上と法令遵守をコーポレート・ガバナンスの基本方針とし、その実現には、業務執行等に関わる内部統制システムを整備・充実し、業務の実効性および適正性を確保することが重要であると認識し、下記の施策に取り組んでおります。なお、内部統制システムの整備・運用状況については毎年見直しを行い、経営環境の変化や法令の新設・改廃等に的確に対応し、その実効性を確保いたします。

□整備状況

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業倫理憲章」「企業行動規範」を制定するとともに、コンプライアンスに関わる諸施策の企画、実行、管理を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、企業倫理の浸透と法令遵守の徹底を図る。
- ② 取締役は会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実があること、ならびに会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、直ちに監査役に通知し、遅滞なく取締役会に報告する。
- ③ 取締役の業務執行における不祥事の未然防止ならびに法令遵守状況を確認するため、取締役は「取締役業務執行確認書」に自署・押印し、取締役会に提出する。
- ④ 日常業務の法令等への抵触を防止するため、業務に関わる法令規定事項につき、定例的にその遵守状況を確認する。不備があった場合には直ちに是正するとともに、監査役に報告する。
- ⑤ 定期的な内部監査により、法令および定款への適合性の確認、および不備があった場合の是正指示、是正処置後の改善確認を行う。
- ⑥ コンプライアンス上疑義ある行為に対する内部通報の仕組みとして、「内部通報規則」を制定するとともに、企業倫理ホットラインを設置し、不正行為の早期発見と早期是正ならびに内部通報者の保護を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 関連規則（文書管理規程、文書管理基準等）に基づき、株主総会・取締役会・その他重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理し、取締役、監査役、会計監査人などが、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。
- ② 情報管理については「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報セキュリティに関する体制・役割・責任を明確化させるとともに、「情報セキュリティ委員会」により情報セキュリティの強化、啓蒙等の諸施策を全社横断的に推進する。
 - a. 経営機密、営業機密等の企業機密情報は「機密管理規程」に基づき厳正に管理し、当該情報の漏洩、改竄、不正利用を防止する。
 - b. 個人情報については、全社的な個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用により、個人情報保護の継続的改善を図るとともに、個人情報保護法等の関連法令に則り適正に取扱う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 全社的なリスク管理はリスク管理担当の取締役が統括し、「リスク管理規程」で定めた個々のリスクに対する管理責任者のもと管理体制を構築する。
- ② 経営に重大な影響を及ぼすリスクが顕在化または発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を図るとともに、顧問弁護士等と連携を密にしなが、リスク拡大を防止し、これを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、社員が共有する全社的な経営目標および中期経営目標・施策を定めるとともに、これらに基づく毎期の年次予算を設定し、業務を遂行する。
- ② 原則月1回開催する取締役会および月数回開催する経営会議において、
 - a. 重要な経営課題について審議、決定を行い、取締役全員の共通認識とする。
 - b. 業績および管理データをレビューし、予実差の要因分析、改善を行い、必要に応じて目標達成に向けた施策を打ち出す。
- ③ 取締役の職務執行については、「役員規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等において、責任および分掌を定めるとともに、それらに関わる規程、規則等において詳細を定め、その効率性を確保することに努める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ配置する。また、この場合、当該使用人への指揮権は監査役に移譲され、任命、異動等の人事権に係る事項の決定には、監査役の事前同意を得る。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議へ出席するとともに、代表取締役が決裁する重要書類を閲覧し、必要に応じてその説明を求める。
- ② 内部監査室は内部監査実施後、監査役にその監査結果および是正処置後の改善結果を報告する。
- ③ 取締役および使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実をはじめ、法令または監査役会規程に定める事項のほか、監査役から要請のある事項について必要な報告を行う。なお、当該報告を行ったことを理由として、報告者が不利益を受けることのないようにする。
- ④ 監査役は、監査役業務を適切かつ実効的に遂行するため、経営者、会計監査人、内部監査室との意思疎通を図る定例的な会合をもち、意見および情報の交換を行う。
- ⑤ 監査の実施にあたり監査役が必要と認めた場合、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとる。
- ⑥ 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査役の請求に基づき会社が負担する。

(7) 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従って「財務経理規則」を整備するなど、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、不正や誤謬の発生するリスクの管理、予防および牽制などその仕組みが適正に機能することを継続的に検証し、不備があれば必要な是正を行うことで正確な財務諸表を作成し、財務報告の信頼性・適正性を確保することに努める。

〈反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況〉

□基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、社会から排除して社会正義を実現することは、企業防衛の観点からも、また企業の社会的責任の観点からも必要不可欠と認識し、

- (1) 反社会的勢力とは一切の係わりを持たない。
- (2) 反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然と対応し、これを拒絶する。
- (3) 反社会的勢力の活動を助長する行為には、一切これに関与しない。

□整備状況

- (1) 反社会的勢力に対する対応部署を総務部とし、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努め、反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備・運用を図る。
- (2) 「企業倫理憲章」「企業行動規範」に反社会的勢力排除に向けた方針・行動を掲げ、これらを社内に周知、徹底する。
- (3) 取引基本契約書に次の反社会的勢力排除条項を規定する。
 - ・反社会的勢力でないこと
 - ・反社会的勢力の活動を助長しないこと
 - ・反社会的勢力またはその関係者と判明した場合は契約を即時解除できること

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,619,910	流 動 負 債	1,841,048
現金及び預金	3,251,416	短期借入金	230,000
売掛金	1,650,664	未払金	88,770
有価証券	410,637	未払費用	407,053
前払費用	40,824	未払法人税等	109,540
繰延税金資産	257,243	賞与引当金	652,700
その他	9,126	その他	352,984
固 定 資 産	2,841,056	固 定 負 債	136,070
有形固定資産	60,164	リース債務	4,467
建物	30,677	繰延税金負債	34,082
器具備品	24,076	役員退職慰労引当金	97,520
有形リース資産	5,410		
無形固定資産	16,951	負 債 合 計	1,977,119
ソフトウェア	12,281	(純 資 産 の 部)	
その他	4,670	株 主 資 本	6,493,177
投資その他の資産	2,763,940	資本金	733,360
投資有価証券	569,378	資本剰余金	624,519
長期預金	1,000,000	資本準備金	623,845
敷金保証金	203,663	その他資本剰余金	674
保険積立金	717,098	利 益 剰 余 金	5,496,263
前払年金費用	168,696	利益準備金	144,000
その他	105,104	その他利益剰余金	5,352,263
		別途積立金	4,090,000
		繰越利益剰余金	1,262,263
		自 己 株 式	△360,965
		評価・換算差額等	△9,329
		その他有価証券評価差額金	70,437
		土地再評価差額金	△79,767
		純 資 産 合 計	6,483,848
資 産 合 計	8,460,967	負 債 純 資 産 合 計	8,460,967

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,507,458
売 上 原 価		7,510,925
売 上 総 利 益		1,996,532
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,390,185
営 業 利 益		606,346
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,303	
有 価 証 券 利 息	5,982	
受 取 配 当 金	3,856	
賃 貸 不 動 産 収 入	7,207	
助 成 金 収 入	10,806	
雑 収 入	2,896	32,051
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,210	
賃 貸 不 動 産 費 用	6,013	11,224
経 常 利 益		627,174
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	310	310
税 引 前 当 期 純 利 益		626,863
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	214,261	
法 人 税 等 調 整 額	22,802	237,063
当 期 純 利 益		389,800

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰余金 合 計
						別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成26年4月1日残高	733,360	623,845	674	624,519	144,000	4,090,000	1,019,745	5,253,745	△358,001	6,253,624
会計方針の変更による累積的影響額							86,293	86,293		86,293
会計方針の変更を反映した当期首残高	733,360	623,845	674	624,519	144,000	4,090,000	1,106,039	5,340,039	△358,001	6,339,917
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△233,575	△233,575		△233,575
当 期 純 利 益							389,800	389,800		389,800
自己株式の取得									△2,964	△2,964
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	156,224	156,224	△2,964	153,260
平成27年3月31日残高	733,360	623,845	674	624,519	144,000	4,090,000	1,262,263	5,496,263	△360,965	6,493,177

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合 計	
平成26年4月1日残高	54,923	△79,767	△24,843	6,228,780
会計方針の変更による累積的影響額				86,293
会計方針の変更を反映した当期首残高	54,923	△79,767	△24,843	6,315,074
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△233,575
当 期 純 利 益				389,800
自己株式の取得				△2,964
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	15,513	-	15,513	15,513
当期変動額合計	15,513	-	15,513	168,773
平成27年3月31日残高	70,437	△79,767	△9,329	6,483,848

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のある有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のない有価証券

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～18年

器具備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒懸念債権等については当事業年度末において該当事項はありません。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生事業年度から費用処理しております。

年金資産が退職給付債務を上回る部分については、前払年金費用として固定資産に計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が134,079千円増加し、繰越利益剰余金が86,293千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度における「助成金収入」は3,989千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 敷金保証金から直接控除した貸倒引当金 8,000千円

(2) 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 149,816千円

(3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳(平成13年1月1日基準日)に登録されている価格に、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△12,128千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	8,264,850株	一株	一株	8,264,850株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	478,148株	3,419株	一株	481,567株

(注) 自己株式の普通株式の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

イ. 平成26年6月20日開催の第52回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	116,800千円	15.00円	平成26年3月31日	平成26年6月23日

ロ. 平成26年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	116,775千円	15.00円	平成26年9月30日	平成26年11月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

平成27年6月24日開催予定の第53回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	116,749千円	利益剰余金	15.00円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	215,782千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	29,172
未払事業税	9,405
一括償却資産	1,001
未払事業所税	3,093
役員退職慰労引当金	31,499
投資有価証券評価損	8,641
その他	9,157
繰延税金資産小計	307,752
評価性引当額	△24,878
繰延税金資産合計	282,873
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△54,587千円
その他有価証券評価差額金	△5,125
繰延税金負債合計	△59,713
繰延税金資産の純額	223,160

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は17,163千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社の事業活動に必要な資金は、主として内部資金を源泉としておりますが、一部、長期的な観点から金融機関より借入を実行しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、長期に滞留しているものはありません。有価証券及び投資有価証券は、全てその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金には主に事業資金の調達を目的としたものであり、全て1年以内の返済期日でありませ

イ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の債権管理基準に則り、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

ロ.市場リスク（市場価格の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価を把握し、月次の保有状況を取締役会に報告しております。

ハ.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

④信用リスクの集中

当事業年度末において、主要取引先への売上割合は最高でも13%程度であり、特定の大口顧客への信用リスクの集中は少ないと考えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません。(注2)を参照ください)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,251,416	3,251,416	—
(2) 売掛金	1,650,664	1,650,664	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	979,815	979,815	—
(4) 長期預金	1,000,000	1,000,000	—
資産計	6,881,896	6,881,896	—
(1) 短期借入金	230,000	230,000	—
負債計	230,000	230,000	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券その他は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		決算日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	164,270	88,840	75,429
	債券	410,937	410,000	937
	小計	575,207	498,840	76,366
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	404,608	405,412	△803
	小計	404,608	405,412	△803
合計		979,815	904,252	75,562

(4) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金

短期借入金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	200

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	3,251,416	—	—	—
(2) 売掛金	1,650,664	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	410,000	400,000	—	—
(4) 長期預金	—	1,000,000	—	—
計	5,312,080	1,400,000	—	—

(注4) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	230,000	—	—	—	—	—

8. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は本社ビル等の不動産賃借契約に伴う原状回復義務を有しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は20年と見積もり、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を用いているものに関して、期首時点において敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は33,940千円であります。また、資産除去債務の期中における増減はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 833円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円07銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

旭情報サービス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	玉井 哲史	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	耕田 一英	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭情報サービス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証いたしました。また、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

旭情報サービス株式会社 監査役会

常勤監査役 信 岡 良 明 ㊟

監 査 役 小 野 一 夫 ㊟

監 査 役 三 浦 州 夫 ㊟

監 査 役 増 田 治 美 ㊟

(注) 常勤監査役 信岡良明、監査役 小野一夫、監査役 三浦州夫 及び監査役 増田治美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、経営基盤の強化と長期的な収益の向上を維持するとともに、配当につきましては安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金 15円00銭

配当総額 116,749,245円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上および費用削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告方法）を変更するものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第26条（取締役との責任限定契約）を新設し、現行定款第33条（社外監査役との責任限定契約）を変更するものであります。なお、定款第26条（取締役との責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 定款第26条（取締役との責任限定契約）の新設にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>コンピュータシステム利用技術の開発および受託</u> 2. <u>コンピュータ機器による情報処理および情報提供サービス</u> 3. <u>コンピュータ機器のオペレーターおよびシステムまたはプログラムの設計技術者の派遣</u> 4. <u>コンピュータ入力用データの作成</u> 5. <u>コンピュータ機器および関連機器、用品の販売</u> 6. <u>次の業務に係わる一般労働者派遣事業</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>文書、磁気テープ等のファイリングに係わる分類の作成またはファイリング業務</u> ② <u>新商品の開発、販売計画の作成等に必要基礎資料を得るためにする市場等に関する調査または当該調査の結果の整理もしくは分析の業務</u> ③ <u>貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務</u> ④ <u>外国貿易その他の対外取引に関する文書または商品の売買その他の国内取引に係わる契約書、貨物引換証、船荷証券もしくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成の業務</u> ⑤ <u>建築物における来訪者の受付または案内の業務</u> 7. <u>ダイレクトメールの代行業務</u> 8. <u>損害保険代理業</u> 9. <u>その他前各号に付帯関連する一切の業務</u> 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>情報システムに関する設計、構築、開発、検証、販売業務</u> 2. <u>情報システムに関する運用管理、保守業務</u> 3. <u>情報システムに関するサービスデスク業務</u> 4. <u>情報システムに関する企画、調査、コンサルティング、教育研修業務</u> 5. <u>労働者派遣事業</u> 6. <u>損害保険代理業</u> 7. <u>その他前各号に付帯関連する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第26条～第32条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法) 第5条 (1) 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> (2) <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約) 第26条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第27条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役に1名増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	たなか ひろし 田中 博 (昭和24年8月2日)	平成12年6月 郵政省 関東郵政局長 平成14年8月 勸郵便貯金振興会（現（一財）ゆう ちょ財団）理事 平成17年6月 当社取締役経営企画室長 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任）	50,000株
2	はま だ ひろ のり 濱田 広徳 (昭和36年3月27日)	昭和60年4月 当社入社 平成10年5月 当社事業本部西日本業務サービス部 長 平成11年1月 当社人事部長 平成11年6月 当社取締役（現任） 平成14年4月 当社大阪支社長 平成16年7月 当社総務部長兼広報室長 平成19年6月 当社経営企画部長 平成22年6月 当社人事部長兼人材開発室長（現任）	5,000株
3	たか はし のり とし 高橋 範年 (昭和33年1月16日)	昭和51年4月 ㈱ホンダインターナショナルセール ス（現 ㈱ホンダユーテック）入社 平成7年10月 当社入社 平成14年4月 当社人事部長 平成17年6月 当社取締役（現任） 平成22年6月 当社営業統括部長兼経営企画室長 兼技術企画室長（現任）	13,000株
4	あ ぼ よし ひろ 英保 吉弘 (昭和30年6月15日)	昭和53年11月 兵庫三菱自動車販売㈱入社 平成2年11月 日本旅客船㈱入社 平成4年6月 当社入社 平成18年6月 当社財務経理部長兼IR室長（現任） 平成19年6月 当社取締役（現任）	9,100株
5	みや した はや と 宮下 勇人 (昭和42年2月2日)	昭和60年3月 当社入社 平成15年4月 当社横浜支社長 平成26年6月 当社取締役（現任） 当社総務部長兼広報室長（現任）	5,100株
6	みず の しん いち 水野 伸一 (昭和41年2月26日)	昭和61年3月 当社入社 平成15年4月 当社中部支社長（現任） ※新任候補	5,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
7	いわ た もり ひろ 岩田守弘 (昭和18年6月4日)	昭和41年4月 日本国有鉄道入社 平成3年6月 日本テレコム(株)(現 ソフトバンク モバイル(株))取締役総務部長 平成12年6月 同社 専務取締役社長室長 平成17年7月 (株)ジェイアール東日本ビルディング 代表取締役社長 平成26年6月 同社相談役(現任) ※新任候補	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩田守弘氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 同氏につきましては、長年にわたり(株)ジェイアール東日本ビルディングの経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスのさらなる強化が図られるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 同氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
5. 同氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
6. 同氏は過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員となったことはありません。
7. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
8. 同氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小野一夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
かわむらたけよし 河村雄良 (昭和23年1月2日)	昭和45年4月 松下電工(株) (現 パナソニック電工(株)) 入社 平成15年12月 同社執行役員 HAセキュリティ事業部 事業部長 平成17年6月 松下電工インフォメーションシステムズ(株) (現 パナソニックインフォメーションシステムズ(株)) 代表取締役社長 平成22年7月 当社顧問 (現任) ※新任候補	0株

- (注) 1. 候補者河村雄良氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件いたします。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます根塚隆司氏および監査役を退任されます小野一夫氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

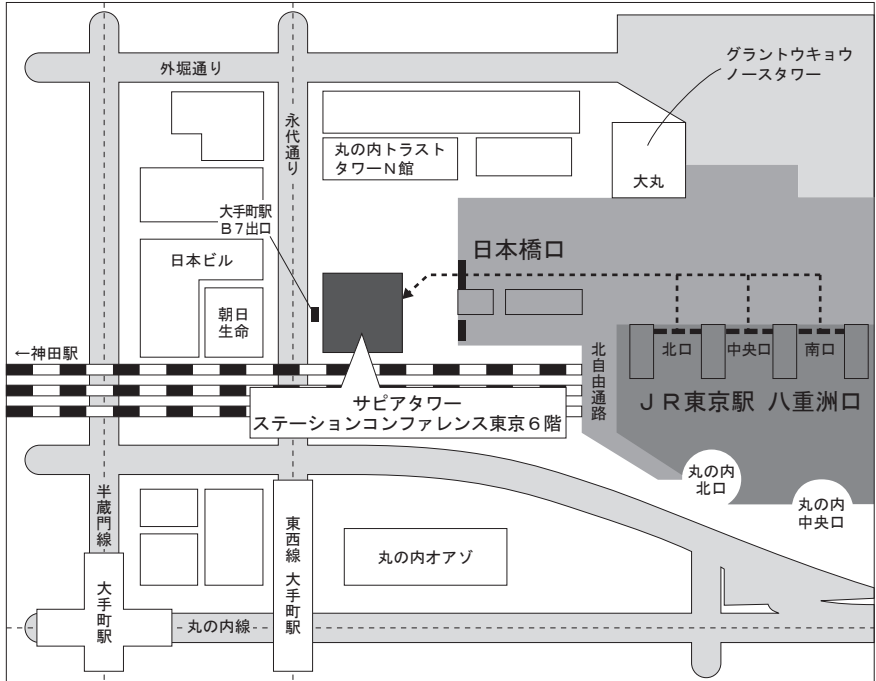
ふりがな 氏名	略歴
ねづか 隆司 ねづかりゅうじ	平成7年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 (現任)
おの 小野一夫 おの かつお	平成4年6月 当社監査役 (現任)

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー ステーションコンファレンス東京 6階 602
TEL 03-6888-8080 (代表)



J R 東京駅 八重洲北口改札口より徒歩 3 分
新幹線専用改札口 (日本橋口) より徒歩 1 分
地下鉄 大手町駅 B 7 出口よりすぐ